

工業用水道事業 需要拡大策について

1. 取り組み状況

企業庁では健全経営を維持する必要から、需要拡大を図る以下の取り組みを進めている。

- ・ 企業庁内に設置した「工業用水新規需要拡大チーム」により、既設管路周辺の進出工場などの情報収集を行い、新規受水や増量を検討する企業に対し受水に必要な条件等の情報提供を行っている。
- ・ 供給地域の市町企業立地推進部局等へPRリーフレットを配布することで、企業誘致に活用いただいている。
- ・ 経済団体と協力し、機関誌でのPRや需要拡大に向けた意見交換を実施した。

2. 今後の展開

(1) 取り組みの考え方

「コロナ後」の経済活動の再活性化を見据え、工業用水の需要拡大優遇制度を拡充するとともに、琵琶湖を水源に安定した水量を利用できることなど、本県ならではのメリットを積極的に発信し、更なる需要拡大を図る。

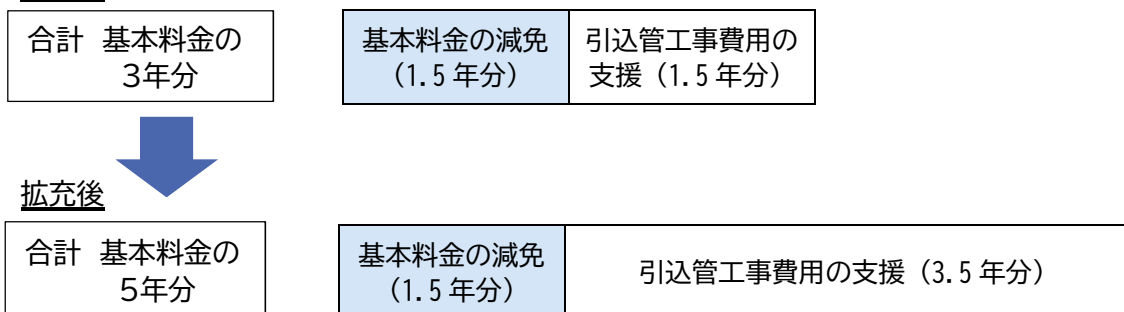
- ・ 現在の優遇制度の利用実績や他府県の優遇制度の状況を踏まえ、引込管工事費用支援制度を拡充する。
- ・ 県外で実施される企業向け展示会に出展し、琵琶湖を水源とした工業用水のメリットについて情報発信を行う。

(2) 優遇制度の拡充について

① 拡充の考え方

引込管工事費用に対する支援に重点を置いて、支援額を基本料金の3年分から5年分に拡充する。

現在



②引込管工事費用支援制度の概要

引込管工事を企業庁が施工する場合、支援単価および支援対象を下記のとおり拡充する。

支援対象	現在	拡充後	工事費用支援単価(円/m)	
			現在	拡充後
ア 【額の拡充】受水者の負担で、新規に引込管工事をする場合	○	○	7,600(彦根) 18,900(南部)	17,800(彦根) 44,300(南部)
イ 【支援追加】受水者以外(企業、市町等)の負担で、引込管工事をする場合	対象外	○	—	
ウ 【支援追加】既存受水企業の増量のため、引込管工事をする場合	対象外	○	—	

※1 支援対象となる基本水量はいずれの場合も 100 m³以上、上限 500 m³。雑用水を除く。

※2 イは、引込管完成時の給水申込み水量(当該引込管の使用に限定)。

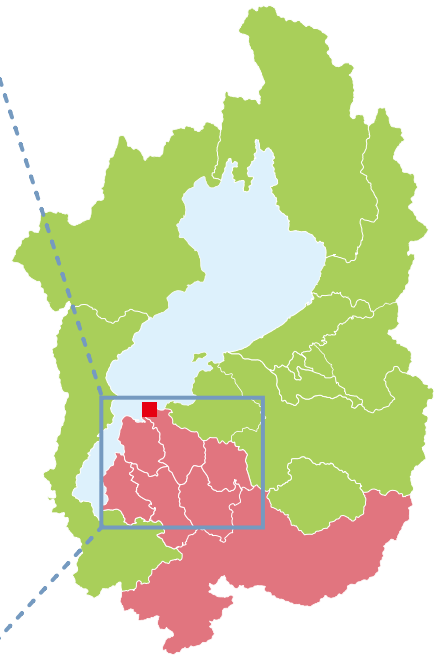
支援額合計(基本水量 500 m³の場合)

	彦 根		南 部	
	現 在	拡充後	現 在	拡充後
基本料金の減免	383 万円	383 万円	949 万円	949 万円
引込管工事費用の支援	380 万円	890 万円	945 万円	2,215 万円
計	763 万円	1,273 万円	1,894 万円	3,164 万円

③開始時期 令和4年1月1日(予定)

信頼の水で、地域の未来に貢献します

滋賀県企業庁では、産業経済の健全な発展に寄与するため、昭和43年に旧湖南工業用水道事業を開始しました。その後、給水区域を拡大し、現在は南部工業用水道事業として、工業用水を供給しています。

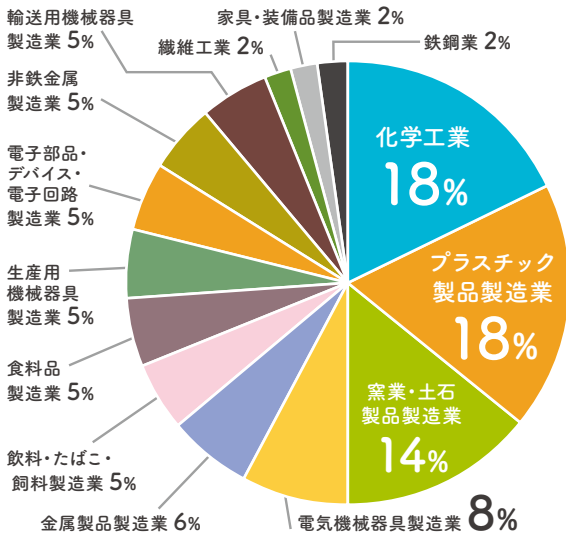


【工業用水とは？】

製造業をはじめ、様々な用途にご利用いただける水です。琵琶湖から取水した水を沈殿処理して供給しています。上水道のようにろ過や塩素処理をしていないことから、そのまま飲用としては使用いただけませんが、事業所で浄水処理をした後、飲料や食品の原材料に使用いただくことができます。



南部工業用水道の利用状況
(事業所数における産業別割合)



工業用水の様々な利用例

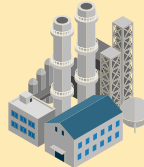
工業用として冷却水やボイラー用水、製造過程の洗浄水などに利用できるほか、事業所における浄水処理により工業製品等の原材料や食品加工の洗浄水など多様な用途に利用できます。また工業用以外にも水洗トイレや散水など雑用水としても利用が可能です。

冷却用



製造機器・製品の冷却水等

ボイラー用



ボイラーの蒸気等

原材料



工業製品、加工食品、飲料の原材料等

洗浄用等



工業製品製造時の洗浄、加工食品の材料や器具の洗浄等、水洗トイレや融雪、庭木散水等の雑用水

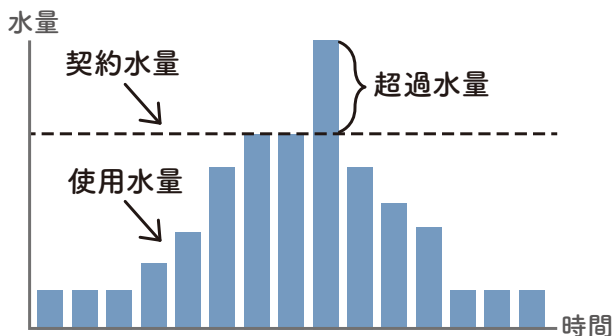
工業用水道の料金

基本料金	基本使用料金	超過料金
契約水量にかかる料金	使用水量のうち契約水量の範囲内の水量にかかる料金	使用水量のうち契約水量を超過した水量(超過水量)にかかる料金
1m ³ につき 34.7円	1m ³ につき 8円	1m ³ につき 85.4円

工業用水道料金 =

$$(基本料金 + 基本使用料金 + 超過料金) + \text{消費税および地方消費税}$$

〈イメージ〉



【ご注意ください】

- ※ 上記料金は令和3年9月現在です。将来、改定する場合があります。
- ※ 契約水量は時間あたり最大予定使用量に24を乗じた水量です。
- ※ 一度ご契約いただいた水量は、原則として減量することができません。(基本料金は実際の使用量にかかわらずお支払いいただきます。)
- ※ 近接配水管から受水工場までの引込管布設工事費用は、利用者様にご負担いただきます。
- ※ 水道メーターおよび受水槽は利用者様に設置していただきます。

上水道と比べておトク!

工業用水は簡易な浄水処理のため料金が比較的安価です。

例) 3,000 m³/月の水を1年間利用した場合

上水道	工業用水道	削減額	削減効果
(A)	(B)	(B) - (A)	$\frac{(B) - (A)}{(A)}$
8,072千円	2,341千円	△5,731千円	△71%

利用状況によっては
上水道と比べ**約71%も**
コストを削減!



※ 使用水量等が利用状況によって異なるため、上記数値はあくまでも目安です。

※ 上水道の料金は、令和3年9月現在の工業用水道給水区画内の各市町の料金平均を基に算出しています。

※ 工業用水道の料金は、超過水量が無いものとして算出しています。

安定した水質と安定供給

滋賀県工業用水道条例で下記の基準値を定めていますが、送水時に一定の値(濁度5度、pH8.0)を超えないよう水質管理を行っています。また琵琶湖を水源として24時間365日監視体制の下、豊富な水量を安定して供給し、浄水処理では水質監視、薬品注入、設備の運転と制御を行っています。

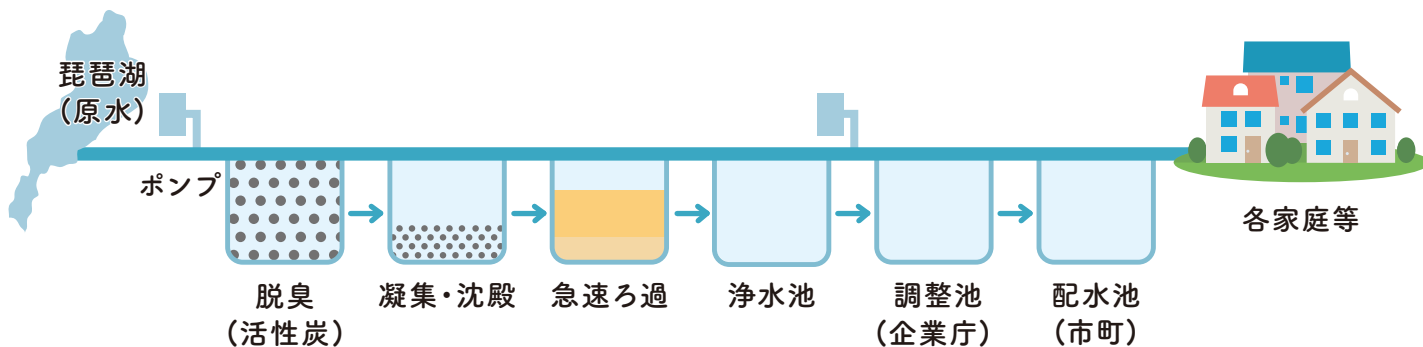
項目	基準値	平均値		
		H30	R1	R2
水温(°C)	30°C以下	16.8	17.2	17.1
濁度(度)	20度以下	0.8	1.1	1.5
pH値	5.8~8.7	7.5	7.6	7.6

※測定値は吉川浄水場(野洲市吉川)におけるものです。※水質データは滋賀県企業庁ホームページで公表しています。

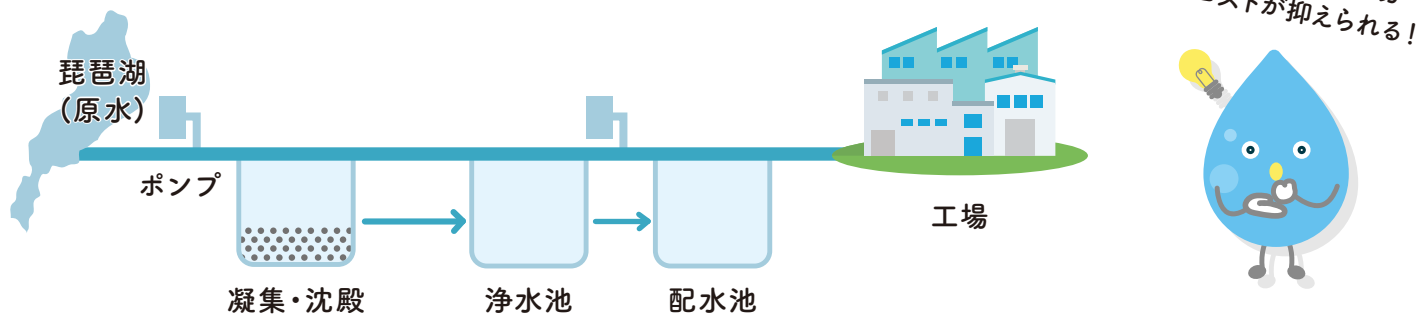


南部工業用水道 浄水処理の流れ

上水道



工業用水道



工業用水を**新規受水**される利用者様
新規契約時の契約水量が100m³/日以上の場合が対象。(雑用水は除きます。)

合わせて**最大3年分**の **基本料金相当額が実質無料!**

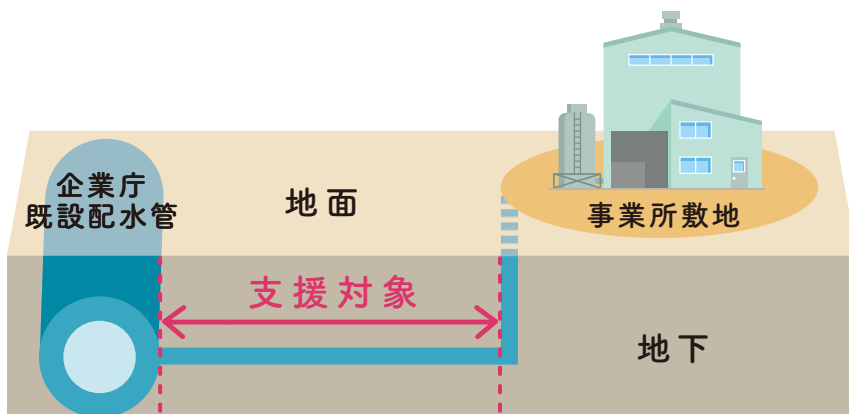
1. 初期投資(引込管工事費用)を支援

支援対象 企業庁の既設配水管から事業所敷地(管理分界点)までの引込管布設工事費用

支援額 契約水量(m³)(最大500m³/日まで) × 事業別負担限度額(円/m³) × 消費税および地方消費税
【基本料金(3年間)の1/2相当額が上限】

※事業別負担限度額の詳細はお問い合わせください。 ※支援額を超える工事費用は利用者様のご負担となります。

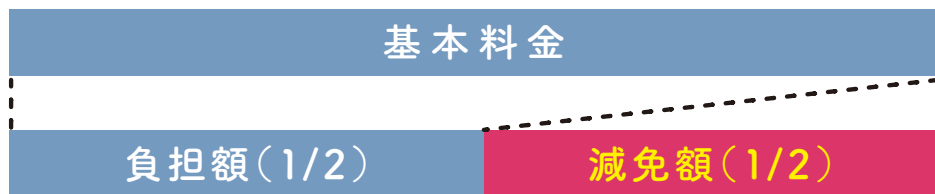
工業用水を新たに契約する場合、契約水量に応じて企業庁が設置した配水管に接続する部分から、工業用水を新たに契約される利用者様の敷地までの**引込管布設工事費用の一部を企業庁が支援**します。



2. 水道料金(基本料金)を軽減

支援対象 新規受水から3年間、水道料金のうち基本料金

支援額 契約水量(m³) × 基本料金の料率(円/m³) × 消費税および地方消費税 ÷ 2



(令和3年9月現在)



このチラシでは、南部工業用水道の概要についてご案内しています。より詳しい情報は滋賀県企業庁ホームページにも掲載しています。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

【工業用水相談窓口】

滋賀県企業庁 経営課 経営企画係 (〒524-0201 滋賀県野洲市吉川 3382)

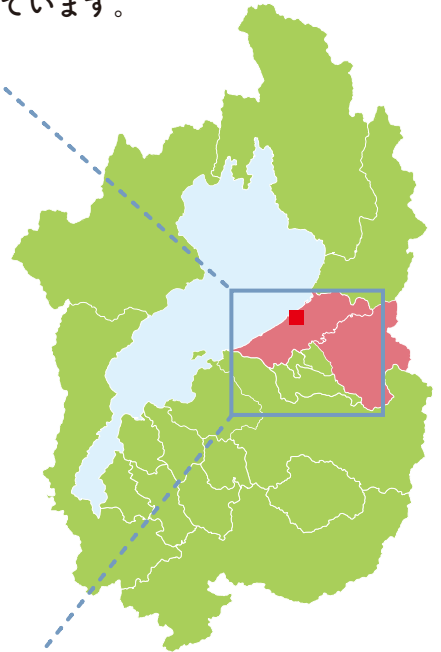
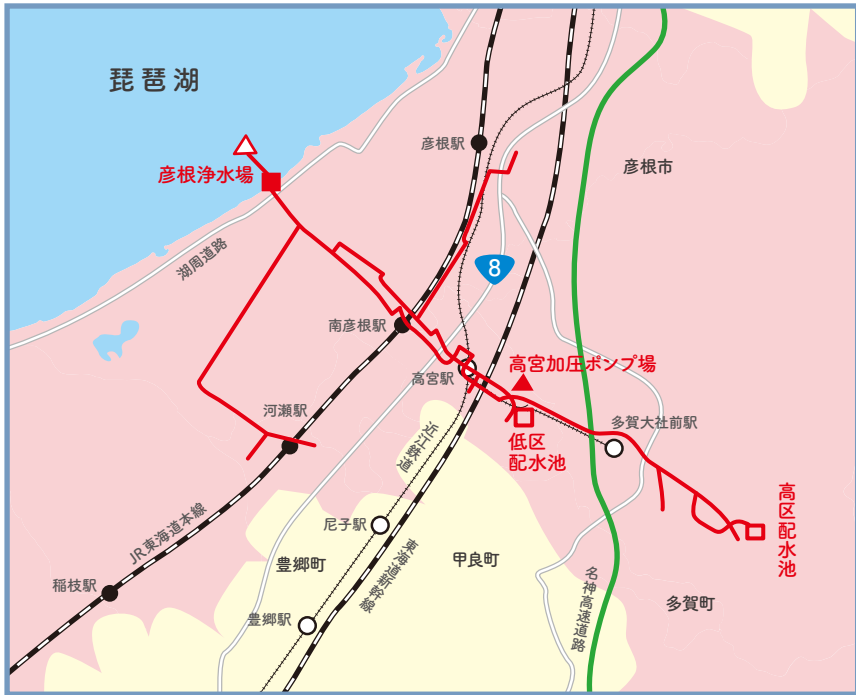
TEL : **077-589-4651**

FAX : **077-589-4715**

信頼の水で、地域の未来に貢献します



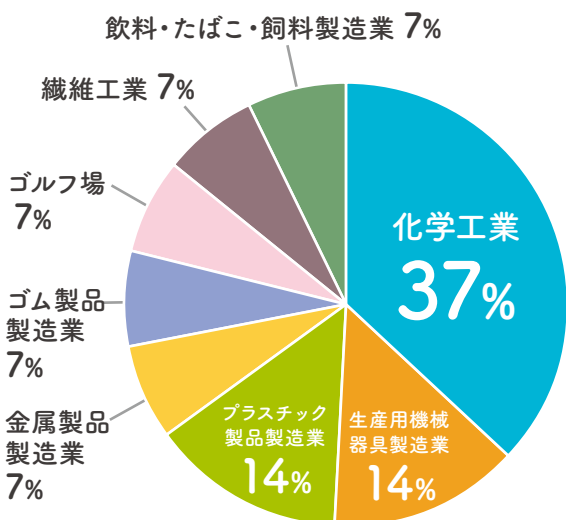
滋賀県企業庁では、産業経済の健全な発展に寄与するため、昭和46年に彦根工業用水道事業を開始しました。現在、彦根市内および多賀町内に立地する企業に工業用水を供給しています。



【工業用水とは？】

製造業をはじめ、様々な用途にご利用いただける水です。琵琶湖から取水した水を浄水処理せずそのまま供給しています。上水道のようにろ過や塩素処理をしていないことから、そのまま飲用としては使用いただけませんが、事業所で浄水処理をした後、飲料や食品の原材料に使用いただくことができます。

彦根工業用水道の利用状況
(事業所数における産業別割合)



工業用水の様々な利用例

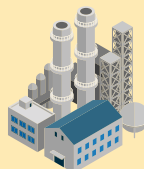
工業用として冷却水やボイラー用水、製造過程の洗浄水などに利用できるほか、事業所における浄水処理により工業製品等の原材料や食品加工の洗浄水など多様な用途に利用できます。また工業用以外にも水洗トイレや散水など雑用水としても利用が可能です。

冷却用



製造機器・製品の冷却水等

ボイラー用



ボイラーの蒸気等

原材料



工業製品、加工食品、飲料の原材料等

洗浄用等



工業製品製造時の洗浄、加工食品の材料や器具の洗浄等、水洗トイレや融雪、庭木散水等の雑用水

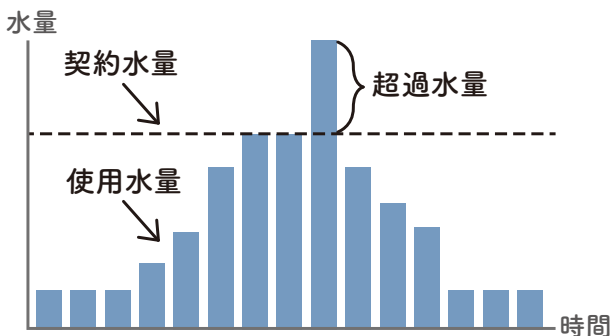
工業用水道の料金

基本料金	基本使用料金	超過料金
契約水量にかかる料金	使用水量のうち契約水量の範囲内の水量にかかる料金	使用水量のうち契約水量を超過した水量(超過水量)にかかる料金
1m ³ につき 14円	1m ³ につき 3円	1m ³ につき 34円

工業用水道料金 =

(基本料金 + 基本使用料金 + 超過料金) + 消費税および地方消費税

〈イメージ〉



【ご注意ください】

- ※ 上記料金は令和3年9月現在です。将来、改定する場合があります。
- ※ 契約水量は時間あたり最大予定使用量に24を乗じた水量です。
- ※ 一度ご契約いただいた水量は、原則として減量することができません。
(基本料金は実際の使用量にかかわらずお支払いいただきます。)
- ※ 近接配水管から受水工場までの引込管布設工事費用は、利用者様にご負担いただきます。
- ※ 水道メーターおよび受水槽は利用者様に設置していただきます。

上水道と比べておトク!

工業用水は簡易な浄水処理のため料金が比較的安価です。

例) 3,000 m³/月の水を1年間利用した場合

上水道	工業用水道	削減額	削減効果
(A)	(B)	(B) - (A)	$\frac{(B) - (A)}{(A)}$
7,004千円	1,323千円	△5,681千円	△81%

利用状況によっては
上水道と比べ**約81%も**
コストを削減!



※ 使用水量等が利用状況によって異なるため、上記数値はあくまでも目安です。

※ 上水道の料金は、令和3年9月現在の工業用水道給水区画内の各市町の料金平均を基に算出しています。

※ 工業用水道の料金は、超過水量が無いものとして算出しています。

安定した水質と安定供給

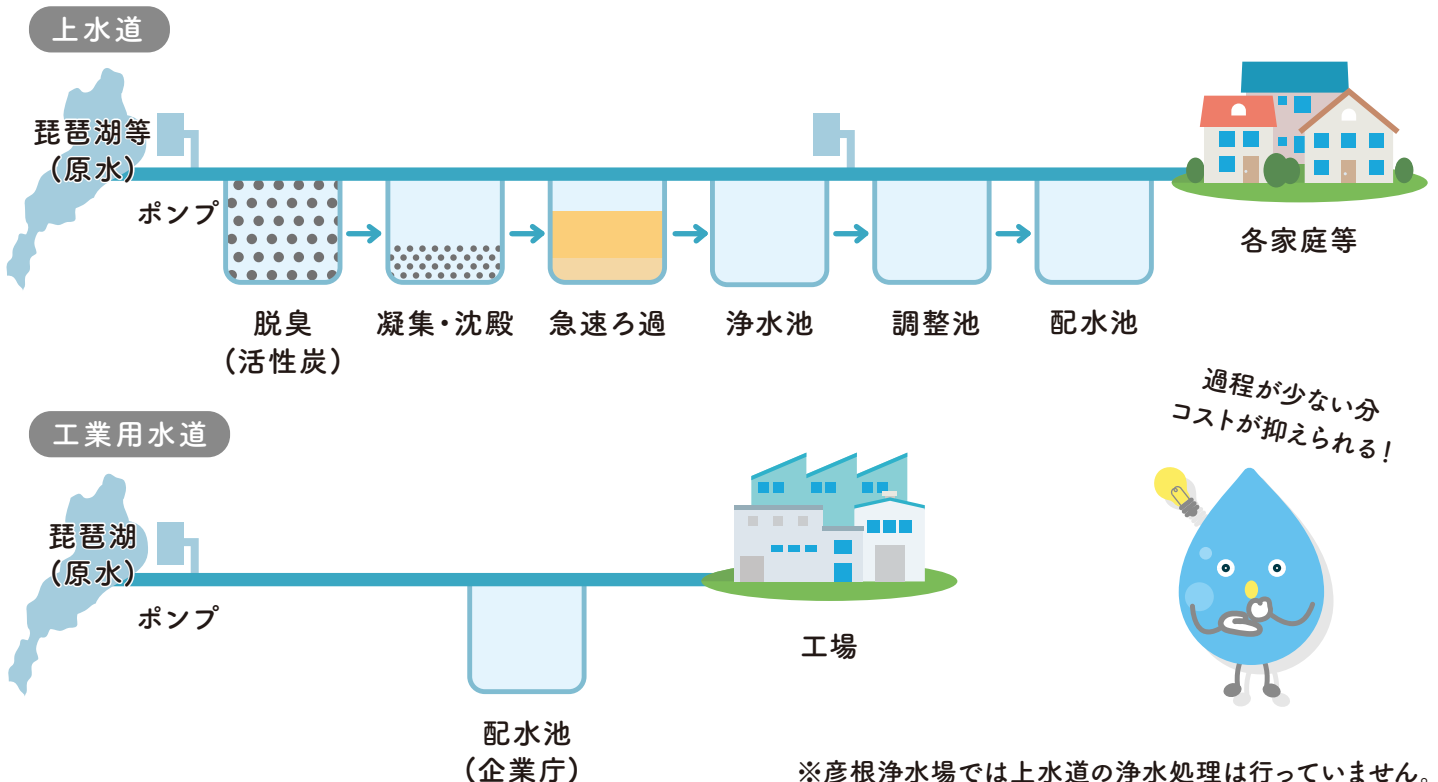
受水企業との申し合わせにより原水(琵琶湖水)を未処理により送水しています。また琵琶湖を水源として24時間365日監視体制の下、豊富な水量を安定して供給し、日常管理では水質監視、設備の運転と制御を行っています。

項目	基準値	平均値		
		H30	R1	R2
水温(℃)	30℃以下	16.7	16.8	16.6
濁度(度)	20度以下	2.5	1.7	1.2
pH値	5.8~8.7	7.7	7.6	7.7

※測定値は彦根浄水場(彦根市)におけるものです。※水質データは滋賀県企業庁ホームページで公表しています。



彦根工業用水道 浄水処理の流れ



※彦根浄水場では上水道の浄水処理は行っていません。

工業用水を**新規受水**される利用者様
新規契約時の契約水量が100^m3/日以上の
場合が対象。(雑用水は除きます。)

合わせて**最大3年分**の **基本料金相当額が実質無料!**

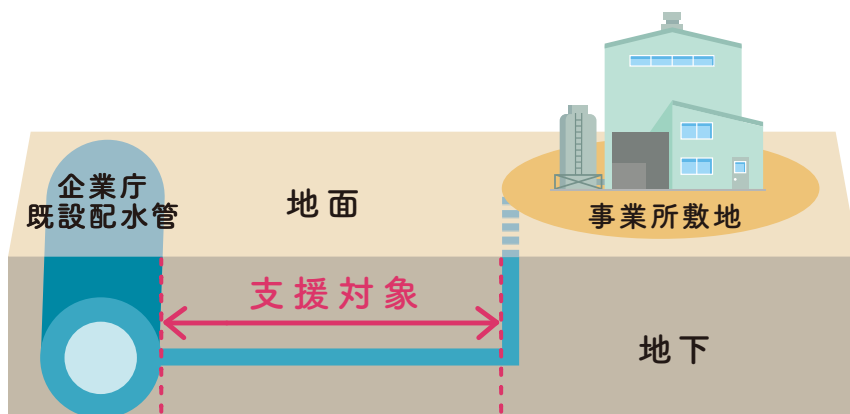
1. 初期投資(引込管工事費用)を支援

支援対象 企業庁の既設配水管から事業所敷地(管理分界点)までの引込管布設工事費用

支援額 契約水量(^m3)(最大500^m3/日まで) × 事業別負担限度額(円/^m3) × 消費税および地方消費税
【基本料金(3年間)の1/2相当額が上限】

※事業別負担限度額の詳細はお問い合わせください。 ※支援額を超える工事費用は利用者様のご負担となります。

工業用水を新たに契約する場合、契約水量に応じて企業庁が設置した配水管に接続する部分から、工業用水を新たに契約される利用者様の敷地までの**引込管布設工事費用の一部を企業庁が支援**します。



2. 水道料金(基本料金)を軽減

支援対象 新規受水から3年間、水道料金のうち基本料金

支援額 契約水量(^m3) × 基本料金の料率(円/^m3) × 消費税および地方消費税 ÷ 2



(令和3年9月現在)



このチラシでは、彦根工業用水道の概要についてご案内しています。より詳しい情報は滋賀県企業庁ホームページにも掲載しています。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

【工業用水相談窓口】

滋賀県企業庁 経営課 経営企画係 (〒524-0201 滋賀県野洲市吉川 3382)

TEL : **077-589-4651** FAX : **077-589-4715**